

議 長 日程第5「議案第4号松田町有施設使用条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第4号松田町有施設使用条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成31年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町立中学校が平成30年度末をもって閉校し、統合するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第4号松田町有施設使用条例等の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。松田町立中学校が平成30年度末をもって閉校し、統合するため、3条例を改正するものでございます。

それでは、4枚目の参考資料、新旧対照表をごらんください。1つ目は、松田町有施設使用条例の一部を改正するものでございます。この条例は町有施設の使用について定めた条例でございます。町立中学校が閉校し、統合することにより一部改正をするもので、別表第1中の施設名を、寄中学校屋内運動場を寄小学校屋内運動場に改めるものでございます。

1枚おめくりください。別表第1中の施設名と同様に、別表第2につきましても寄中学校屋内運動場を寄小学校屋内運動場に改めるものでございます。

次のページ、3ページ目をお願いします。次の2つ目は、松田町立小・中学校の設置に関する条例の一部改正でございます。この条例につきましても同様に一部改正をするものでございます。別表中、松田町立寄中学校、神奈川県足柄上郡松田町寄2549番地を削除するものでございます。

次のページをお願いいたします。次に3つ目は、松田町学校水泳プール条例の一部改正でございます。この条例につきましても同様に一部改正をするものでございます。第3条第3号中の規定の表現が適切でないため、「伝染病、その他他人の嫌う疾患があるもの」を「伝染病など感染のおそれがある疾患のあるもの」に改めるものでございます。また別表1中、寄中学校プール、松田町寄2318番地を寄小学校プール、松田町寄2318番地に改めるものでございます。

最後に議案本文3ページ目をごらんください。附則の施行期日でございます。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。採決を行います。議案第4号松田町有施設使用条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。